

横浜市介護予防・日常生活支援総合事業
関係事業者 各位

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課長

介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定について（通知）

日頃より、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

総合事業のサービスのうち、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスの単価は、実施要綱において、「国が定める額を上限として、市町村が定めること」とされています。

今回、加算等について「国が定めるサービスの単価」が変更されましたので、次のとおり改定します。

なお、訪問型サービス及び通所型サービスの基本報酬については、「国が定める単価」に変更がないため、本市が設定する基本報酬も変更はありません。

また、介護予防ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）について、実施状況等から取扱いの一部を変更します。

1 サービスの単価改定

(1) 横浜市訪問介護相当サービス

現 行	新 設	算定単位	算定時の届出
生活機能向上連携加算 1月につき100単位	生活機能向上連携加算Ⅰ	1月につき 100単位	不要
	生活機能向上連携加算Ⅱ	1月につき 200単位	不要

(2) 横浜市通所介護相当サービス

現 行	対 象	算定単位	算定時の届出
なし	生活機能向上連携加算	1月につき 200単位	必要
	生活機能向上連携加算 ※運動器機能向上加算を算定している場合	1月につき 100単位	必要
なし	栄養スクリーニング加算	1回につき 5単位※	不要

※6月に1回を限度

【添付資料①】横浜市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表
(平成30年10月更新版)

【添付資料②】全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成30年3月6日）資料抜粋

2 介護予防ケアマネジメントCの単価改定

地域包括支援センターの業務負担軽減を図るために、1年以内のモニタリングを省略します。また、サービスの単価は、簡略化した業務量を勘案し、基本報酬に相当する430単位とします。

変更事項	サービス提供年月	
	～平成30年9月	平成30年10月～
モニタリング	1年以内に1回	省略
算定単位	730単位	430単位

※上記以外の単価・加算については、変更ありません。

※加算の算定要件等は、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護及び通所介護の取扱いに準じます（【別紙】を御参照ください）。

※訪問型生活援助サービスについては、上記加算の新設は行いません。

※更新後のサービスコード表は、横浜市ホームページに掲載しています。

掲載場所

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/27sougou/201810servicecorde.pdf>

※更新後のcsvファイル（横浜市総合事業単位数表マスタ（平成30年10月更新版））についても横浜市ホームページに掲載していますので、取り込みをお願いします。

掲載場所

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/27sougou/201810csv.zip>

3 改定時期

平成30年10月提供分から

4 算定時の届出について

横浜市通所介護相当サービスの生活機能向上連携加算を算定する場合については、平成30年10月15日（月）までに以下のホームページ掲載の「加算届一覧表」を御確認いただき、介護事業指導課へ必要書類を提出してください。

掲載場所 トップページ > 健康福祉局 > 高齢者福祉の案内 > 事業者の方へ > 総合事業 > 総合事業指定申請 > 加算届 > 加算通所

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/27sougou/sougoujigyositei/kasan/kasan-tsusho/>

担当 横浜市健康福祉局高齢在宅支援課 星野・志澤

電話 045-671-2405

ファクス 045-681-7789

【別紙】

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」一部抜粋

2 訪問介護費

(21) 生活機能向上連携加算について

① 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について

イ 「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定訪問介護の内容を定めたものでなければならない。

ロ イの訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下2において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下2において「理学療法士等」という。）が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は当該理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議として開催されるものを除く。）を行い、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等とサービス提供責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行うものとする。

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。

ハイの訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。

- a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容
- b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標

c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標

d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容

ニ ハのb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身はその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。

ホ ①の訪問介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定訪問介護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。

達成目標として「自宅のポータブルトイレを一日一回以上利用する（一月目、二月目の目標として座位の保持時間）」を設定。

（一月目）訪問介護員等は週二回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が五分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。

（二月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。

（三月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、指定訪問介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。）。

ヘ 本加算はロの評価に基づき、イの訪問介護計画に基づき提供された初回の指定訪問介護の提供日が属する月以降3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度ロの評価に基づき訪問介護計画を見直す必要があること。なお、当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。

ト 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。

② 生活機能向上連携加算（I）について

イ 生活機能向上連携加算（I）については、①ロ、ヘ及びトを除き、①を適用する。本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上でサービス提供責任者に助言を行い、サービス提供責任者が、助言に基づき①の訪問介護計画を作成（変更）するとともに、計画作成

から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施することを評価するものである。

- a ①イの訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場合において把握し、又は、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定訪問介護事業所のサービス提供責任者に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等とサービス提供責任者で事前に方法等を調整するものとする。
- b 当該指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①イの訪問介護計画の作成を行うこと。なお、①イの訪問介護計画には、aの助言の内容を記載すること。
- c 本加算は、①イの訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、aの助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により訪問介護計画を見直した場合を除き、①イの訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。
- d 計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及びの理学療法士等に報告すること。なお、再度aの助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能である。

7 通所介護費

(10) 生活機能向上連携加算について

- ① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この(10)において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護

の工夫等に関する助言を行うこと。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。

- ② ①の個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。
- ③ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。
- ④ 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。
- ⑤ 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ⑥ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。

(16) 栄養スクリーニング加算について

- ① 栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について、次に掲げるイからニに関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。

イ BMIが**18.5** 未満である者

ロ 1～6月間で**3%**以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成**18**年6月9日老発第**0609001**号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの**No.11**の項目が「**1**」に該当する者

ハ 血清アルブミン値が**3.5g/dl** 以下である者

ニ 食事摂取量が不良（**75%**以下）である者

- ③ 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。
- ④ 栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。

**横浜市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(平成 30 年 10 月更新版)**

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

横浜市内の事業者が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。

一方、横浜市外の事業者が横浜市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、横浜市の基準等により、横浜市のサービスコードを使用します。

<平成 30 年 4 月提供分から>

横浜市訪問型生活援助サービスのサービス種類コードを A 3 に、横浜市介護予防ケアマネジメントのサービス種類コードを A F に変更しました。

<平成 30 年 8 月提供分から>

横浜市訪問型生活援助サービスに、「自己負担 3 割・給付率 70%用」のサービスコード表を追加しました。

<平成 30 年 10 月提供分から>

横浜市訪問介護相当サービス（独自）、横浜市通所介護相当サービス（独自）のサービスコード表について、一部加算の更新・追加を行いました。また、横浜市介護予防ケアマネジメントのサービスコード表について、一部単価の修正を行いました。

訪問型サービス

1 横浜市訪問介護相当サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コード：A 2）

横浜市訪問介護相当サービスの指定事業者が使用します。

2 横浜市訪問型生活援助サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コード：A 3）

横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が使用します。

※同じ単位数でも利用者の負担割合・給付率により使用するコードが異なります。

通所型サービス

3 横浜市通所介護相当サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コード：A 6）

横浜市通所介護相当サービスの事業者が使用します。

介護予防ケアマネジメント

4 横浜市介護予防ケアマネジメント サービスコード表（サービス種類コード：A F）

※予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画になりますので、「介護予防支援サービスコード」（サービス種類コード：46）を使用します。

1 横浜市訪問介護相当サービス(独自) サービスコード表【平成30年10月提供分～】

横浜市訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。

※30年3月提供分までA1のサービスコードを使用していた事業者(みなし事業者)も、30年4月提供分から本コードを使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位		1,168	1月につき
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任			サービス提供者体制減算 × 70%	818	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	1,051	
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一			サービス提供者体制減算 × 70%	736	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割				38	
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	サービス提供者体制減算 × 70%	27			
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	34			
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一	サービス提供者体制減算 × 70%	24			
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位		2,335	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任			サービス提供者体制減算 × 70%	1,635	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	2,102	
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			サービス提供者体制減算 × 70%	1,472	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割				77	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任	サービス提供者体制減算 × 70%	54			
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	69			
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一	サービス提供者体制減算 × 70%	49			
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位		3,704	1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任			サービス提供者体制減算 × 70%	2,593	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	3,334	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			サービス提供者体制減算 × 70%	2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割				122	
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任	サービス提供者体制減算 × 70%	85			
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	110			
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一	サービス提供者体制減算 × 70%	77			
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 266単位		266	1回につき
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任			サービス提供者体制減算 × 70%	186	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	239	
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一			サービス提供者体制減算 × 70%	167	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス			訪問型 サービス費 (独自) (短時間サ ビス)	事業対象者、要支援1・2 (20分未満) 165単位	
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任	サービス提供者体制減算 × 70%	116			
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一	同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	149			
A2	1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一	サービス提供者体制減算 × 70%	104			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算			200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		

介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表【平成30年4月提供分～】

(1) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、自己負担1割・給付率90%の利用者に使用します。

【自己負担1割・給付率90%用】

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
		事業対象者、要支援	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				
A3 1111	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,051単位	90%	1,051	1月につき
A3 1112	生活援助サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	736		
A3 1113	生活援助サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	946		
A3 1114	生活援助サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	662		
A3 1116	生活援助サービスⅠ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	34単位	90%	34	1日につき
A3 1117	生活援助サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	24		
A3 1118	生活援助サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	31		
A3 1119	生活援助サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	22		
A3 1121	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,102単位	90%	2,102	1月につき
A3 1122	生活援助サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	1,471		
A3 1123	生活援助サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	1,892		
A3 1124	生活援助サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	1,324		
A3 1126	生活援助サービスⅡ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	69単位	90%	69	1日につき
A3 1127	生活援助サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	48		
A3 1128	生活援助サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	62		
A3 1129	生活援助サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	43		
A3 1131	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	3,334単位	90%	3,334	1月につき
A3 1132	生活援助サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	2,334		
A3 1133	生活援助サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	3,001		
A3 1134	生活援助サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	2,101		
A3 1136	生活援助サービスⅢ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	110単位	90%	110	1日につき
A3 1137	生活援助サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	77		
A3 1138	生活援助サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	99		
A3 1139	生活援助サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	69		
A3 1141	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	239単位	90%	239	1回につき
A3 1142	生活援助サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	167		
A3 1143	生活援助サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	215		
A3 1144	生活援助サービスⅣ・初任・同一		※1月につき4回まで 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	150		
A3 1101	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	90%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表【平成30年4月提供分～】

(2) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、自己負担2割・給付率80%の利用者に使用します。

【自己負担2割・給付率80%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1211	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,051単位			1月につき	
A3	1212	生活援助サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		736
A3	1213	生活援助サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		946
A3	1214	生活援助サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		662
A3	1216	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 34単位			1日につき	
A3	1217	生活援助サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		24
A3	1218	生活援助サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		31
A3	1219	生活援助サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		22
A3	1221	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,102単位			1月につき	
A3	1222	生活援助サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		1,471
A3	1223	生活援助サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		1,892
A3	1224	生活援助サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		1,324
A3	1226	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 69単位			1日につき	
A3	1227	生活援助サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		48
A3	1228	生活援助サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		62
A3	1229	生活援助サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		43
A3	1231	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,334単位			1月につき	
A3	1232	生活援助サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		2,334
A3	1233	生活援助サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		3,001
A3	1234	生活援助サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		2,101
A3	1236	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 110単位			1日につき	
A3	1237	生活援助サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		77
A3	1238	生活援助サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		99
A3	1239	生活援助サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		69
A3	1241	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 239単位 ※1月につき4回まで			1回につき	
A3	1242	生活援助サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		167
A3	1243	生活援助サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		215
A3	1244	生活援助サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		150
A3	1201	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	80%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表【平成30年8月提供分～】

(3) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、自己負担3割・給付率70%の利用者に使用します。

【自己負担3割・給付率70%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1311	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,051単位			1月につき	
A3	1312	生活援助サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		736
A3	1313	生活援助サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%		946
A3	1314	生活援助サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		662
A3	1316	生活援助サービスⅠ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 34単位			1日につき	
A3	1317	生活援助サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		24
A3	1318	生活援助サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%		31
A3	1319	生活援助サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		22
A3	1321	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,102単位			1月につき	
A3	1322	生活援助サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		1,471
A3	1323	生活援助サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%		1,892
A3	1324	生活援助サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		1,324
A3	1326	生活援助サービスⅡ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 69単位			1日につき	
A3	1327	生活援助サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		48
A3	1328	生活援助サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%		62
A3	1329	生活援助サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		43
A3	1331	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,334単位			1月につき	
A3	1332	生活援助サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		2,334
A3	1333	生活援助サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%		3,001
A3	1334	生活援助サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		2,101
A3	1336	生活援助サービスⅢ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 110単位			1日につき	
A3	1337	生活援助サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		77
A3	1338	生活援助サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%		99
A3	1339	生活援助サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		69
A3	1341	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 239単位			1回につき	
A3	1342	生活援助サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		167
A3	1343	生活援助サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%		215
A3	1344	生活援助サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	70%		150
A3	1301	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	70%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表【平成30年4月提供分～】

(4) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、給付率100%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

【災害減免等・給付率100%用】

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1611	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,051単位		100%	1,051	1月につき
A3	1612	生活援助サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	736	
A3	1613	生活援助サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	946	
A3	1614	生活援助サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	662	
A3	1616	生活援助サービスⅠ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 34単位		100%	34	1日につき
A3	1617	生活援助サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	24	
A3	1618	生活援助サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	31	
A3	1619	生活援助サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	22	
A3	1621	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,102単位		100%	2,102	1月につき
A3	1622	生活援助サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	1,471	
A3	1623	生活援助サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	1,892	
A3	1624	生活援助サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	1,324	
A3	1626	生活援助サービスⅡ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 69単位		100%	69	1日につき
A3	1627	生活援助サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	48	
A3	1628	生活援助サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	62	
A3	1629	生活援助サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	43	
A3	1631	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,334単位		100%	3,334	1月につき
A3	1632	生活援助サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	2,334	
A3	1633	生活援助サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	3,001	
A3	1634	生活援助サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	2,101	
A3	1636	生活援助サービスⅢ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 110単位		100%	110	1日につき
A3	1637	生活援助サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	77	
A3	1638	生活援助サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	99	
A3	1639	生活援助サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	69	
A3	1641	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 239単位		100%	239	1回につき
A3	1642	生活援助サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	167	
A3	1643	生活援助サービスⅣ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%	215	
A3	1644	生活援助サービスⅣ・初任・同一			※1月につき4回まで 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	150	
A3	1601	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	100%	200	1月につき	

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表【平成30年4月提供分～】

(5) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、給付率97%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

【災害減免等・給付率97%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1711	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,051単位		97%	1,051	1月に つき
A3	1712	生活援助サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	736	
A3	1713	生活援助サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	946	
A3	1714	生活援助サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	662	
A3	1716	生活援助サービスⅠ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 34単位		97%	34	1日に つき
A3	1717	生活援助サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	24	
A3	1718	生活援助サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	31	
A3	1719	生活援助サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	22	
A3	1721	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,102単位		97%	2,102	1月に つき
A3	1722	生活援助サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	1,471	
A3	1723	生活援助サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	1,892	
A3	1724	生活援助サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	1,324	
A3	1726	生活援助サービスⅡ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 69単位		97%	69	1日に つき
A3	1727	生活援助サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	48	
A3	1728	生活援助サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	62	
A3	1729	生活援助サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	43	
A3	1731	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,334単位		97%	3,334	1月に つき
A3	1732	生活援助サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	2,334	
A3	1733	生活援助サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	3,001	
A3	1734	生活援助サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	2,101	
A3	1736	生活援助サービスⅢ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 110単位		97%	110	1日に つき
A3	1737	生活援助サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	77	
A3	1738	生活援助サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	99	
A3	1739	生活援助サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	69	
A3	1741	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 239単位		97%	239	1回に つき
A3	1742	生活援助サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	167	
A3	1743	生活援助サービスⅣ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	215	
A3	1744	生活援助サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%	150	
A3	1701	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	97%	200	1月に つき	

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表【平成30年4月提供分～】

(6) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、給付率95%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

【災害減免等・給付率95%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1811	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,051単位		95%	1,051	1月につき
A3	1812	生活援助サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	736	
A3	1813	生活援助サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	946	
A3	1814	生活援助サービスⅠ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	662	
A3	1816	生活援助サービスⅠ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 34単位		95%	34	1日につき
A3	1817	生活援助サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	24	
A3	1818	生活援助サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	31	
A3	1819	生活援助サービスⅠ日割・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	22	
A3	1821	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,102単位		95%	2,102	1月につき
A3	1822	生活援助サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	1,471	
A3	1823	生活援助サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	1,892	
A3	1824	生活援助サービスⅡ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	1,324	
A3	1826	生活援助サービスⅡ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 69単位		95%	69	1日につき
A3	1827	生活援助サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	48	
A3	1828	生活援助サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	62	
A3	1829	生活援助サービスⅡ日割・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	43	
A3	1831	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,334単位		95%	3,334	1月につき
A3	1832	生活援助サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	2,334	
A3	1833	生活援助サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	3,001	
A3	1834	生活援助サービスⅢ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	2,101	
A3	1836	生活援助サービスⅢ日割	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 110単位		95%	110	1日につき
A3	1837	生活援助サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	77	
A3	1838	生活援助サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	99	
A3	1839	生活援助サービスⅢ日割・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	69	
A3	1841	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 239単位		95%	239	1回につき
A3	1842	生活援助サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	167	
A3	1843	生活援助サービスⅣ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	215	
A3	1844	生活援助サービスⅣ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%	150	
A3	1801	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	95%	200	1月につき

3 横浜市通所介護相当サービス(独自) サービスコード表【平成30年10月提供分～】

横浜市通所介護相当サービスの事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割		54単位	54	1日につき	
A6	1221	通所型独自サービス/22		要支援2(週1回程度)	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/22日割		54単位	54	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,377単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割		111単位	111	1日につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から 利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)	376単位減算	-376	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		要支援2(週1回程度)	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	選択のサ ービス複 数実 施加算	(1)選択のサービス複数実施加算(I) 運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算 I /21		運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算 I /22		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算 I /23		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II) 運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算 II /2		運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 11	サービ ス提 供体 制強 化 加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ 事業対象者、要支援1(週1回程度)	72単位加算	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算 I /212		要支援2(週1回程度)	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 12		事業対象者、要支援2(週2回程度)	144単位加算	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 21		(2)サービス提供体制強化加算(I)ロ 事業対象者、要支援1(週1回程度)	48単位加算	48	
A6	6122	通所型独自サービス提供体制加算 I /222		要支援2(週1回程度)	48単位加算	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 22		事業対象者、要支援2(週2回程度)	96単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(3)サービス提供体制強化加算(II) 事業対象者、要支援1(週1回程度)	24単位加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算 II /22		要支援2(週1回程度)	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 II 2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	48単位加算	48	

(次頁に続く)

A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	生活機能向上連携加算		200単位加算	200	1月につき
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/21	生活機能向上連携加算		200単位加算	200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/22		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき
A6	6211	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算/2	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90 %加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	介護職員処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80 %加算		

サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

定員超過の場合

A6	8001	通所型独自サービス1・定超	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位		38	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		要支援2(週1回程度)	1,647単位		1,153	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超			54単位		38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			111単位		78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,647単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		要支援2(週1回程度)	1,647単位		1,153	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			111単位		78	1日につき

4 横浜市介護予防ケアマネジメント サービスコード表【平成30年10月提供分～】

平成30年10月提供分から使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2	430単位	430	1月につき
AF	1002	初回加算(介護予防ケアマネジメントA)	ロ 初回加算	事業対象者、要支援1・2	300単位加算	300	
AF	1003	連携加算(介護予防ケアマネジメントA)	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	事業対象者、要支援1・2	300単位加算	300	
AF	1021	介護予防ケアマネジメントC・初回	初回のみ介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2	430単位	430	

※予防給付のサービスを利用する場合は、介護予防支援費になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。

- 平成30年度以降の総合事業における国が定める単価について、平成30年度介護報酬改定の趣旨や内容を踏まえ、一部見直しを行う。
- ただし、総合事業の基本報酬は、訪問介護・通所介護と異なり、支援内容、時間、規模等の区分がない月額包括報酬となっていること等により、給付における見直し内容を反映することが馴染まないものについては、従来の単価を維持する。
- 市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定する。

訪問型サービス

- 訪問型サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する（生活機能向上連携加算(Ⅱ)）。
- 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、
 - ・ 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること
 - ・ 当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算(Ⅰ)）。

<現行>

生活機能向上連携加算 100単位/月



<改定後>

生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月 (新設)

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月

- 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について建物の範囲等を見直すとともに、一定の要件を満たす場合の減算幅を見直す。

<現行>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（ <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u> ）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

<改定後>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） ※ 15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については事業への適用は行わない。

(別紙)平成30年度から平成32年度までの間の地域区分の適用地域

自治体：1741(H29.9.5現在)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他			
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%			
地域	東京都 特別区	東京都 町田市(3) 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市(4) 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市(5) 青梅市(5) 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市(4) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	埼玉県 さいたま市(4) 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市(5) 青梅市(5) 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 清瀬市(5) 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市(5) 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 生久市(5) 埼玉県 朝霞市(5) 千葉県 船橋市 成田市(5) 習志野市(5) 東京都 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 清瀬市(5) 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市(5) 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市(6) 日立市(6) 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 志木市 和光市 新座市 ふじみ野市(6) 千葉県 市川市(6) 松江市(6) 佐倉市 市原市 八千代市(6) 四街道市 印西市(7) 東京都 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 海老名市(6) 座間市 綾瀬市(6) 寒川町 愛知県 刈谷市(6) 豊田市(6) 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町(6) 福岡県 福岡市	宮城県 仙台市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 滋賀県 彦根市 守山市 栗東市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 飯能市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市(他) 八街市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 東京都 瑞穂町 檜原村 神奈川県 箱根町 新潟県 新潟市	富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町(他) 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 塩尻市 岐阜県 大垣市 多治見市(他) 各務原市(他) 可児市(他) 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 小川町 森町 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 清水町 木曾岬町 東員町 菰野町(他) 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山市 岡山市 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市(他) 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域
地域数	23(23)	6(5)	24(21)	22(18)	52(47)	137(135)	169(174)	1308(1318)			

※1 この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする予定。

※2 ()内の数字は現行の級地(又は地域数)を指す